

臓器移植法の現行法と改正各案の比較表

	現行法	A 案	B 案	C 案	D 案
前提となる考え (脳死は一般的に人の死か否かについて)	臓器移植の場合に限り脳死を人の死とする	「脳死は一般に人の死とする」という考え方に、より適合的であると考えられる	現行法どおり	現行法どおり	現行法どおり
脳死した者の 身体の定義	①その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって ②脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体	現行法の定義から「①その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」を削除	現行法どおり	現行法の定義の②を「脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失(※)する」として厳格化 (※)判定基準に「脳血流及び脳代謝の途絶」を追加(省令事項)	現行法どおり
臓器摘出・ 脳死判定の要件	書面による生前の本人同意と遺族(家族)が拒否していないこと	現行法のほか、本人意思が不明であるときには遺族(家族)が書面で承諾 →15歳未満の者については、本人が拒否している場合を除き、遺族(家族)の書面による承諾によって臓器摘出・脳死判定が可能 小児の脳死判定基準を作成(省令事項・ガイドライン事項)	現行法どおり	現行法どおり	15歳以上については現行法どおり →15歳未満の者については、本人が拒否している場合を除き、 ①遺族(家族)の書面による承諾と ②虐待が行われた疑いがないこと等についての医療機関における確認(☆)によって、 臓器摘出・脳死判定が可能 (☆)倫理委員会によることを規定(省令事項) 小児の脳死判定基準を作成(省令事項・ガイドライン事項)
意思表示 有効年齢	15歳以上 (ガイドライン事項)	15歳以上 (ガイドライン事項)	12歳以上に引き下げ (法定)	15歳以上 (ガイドライン事項)	15歳以上 (法定)
被虐待児への 対応	(規定なし) (参考) 確実に診断された内因性疾患であることが明らかでない者については、 脳死判定を行う旨を警察署長に連絡 (ガイドライン事項)	虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	現行法どおり	<子どもの臓器移植に関する検討の中で検討>	虐待が行われた疑いがある場合、提供を不可とする
親族への 優先提供	当面見合わせ (ガイドライン事項)	認める (法定)	認める (法定)	認めない (規定なし)	認めない (規定なし)
普及啓発	(規定なし)	免許証や保険証に臓器提供の意思表示ができることとする	免許証や保険証に臓器提供の意思表示ができることとする 学校・家庭等での啓発を回す	(規定なし)	免許証や保険証に臓器提供の意思表示ができることとする

(注)上記のほか、C案では、生体移植・組織移植に対する規制等の規定を創設。